

2 基本方向

テーマを実現するための5つの基本方向を、以下のように定めます。

《テーマを実現するための5つの基本方向》

基本方向 1	都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり	【都市構造】
○多極ネットワーク型都市構造の推進 ○公共交通ネットワークの充実 ○都市の集約に応じた土地利用の検討 ○既存ストックの有効活用		
基本方向 2	地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり	【地方創生】
○企業誘致等に伴う立地環境の整備 ○観光産業の振興の強化 ○地域の特性を活かした魅力づくり ○広域連携の推進		
基本方向 3	安全で安心して暮らせる都市づくり	【安全安心】
○県土強靱化に向けた防災対策と土地利用 ○防災情報の活用等による事前の備えの強化 ○すべてのひとが安全・安心に住める都市づくり		
基本方向 4	歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、 自然環境と共生する魅力ある都市づくり	【環境】
○歴史・文化の保全、美しい景観形成の継承 ○自然環境の保全・共生		
基本方向 5	私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり	【地域主体】
○地域主体		

(1) 基本方向 1. 都市構造

～都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり～

○多極ネットワーク型都市構造の推進

人口減少、高齢化が進む中、コンパクトな都市づくりを目指すため、各地域の特性に応じて、行政、医療・介護、福祉、商業等の必要な都市機能等を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。また、地域を交通ネットワークや地域情報ネットワークで結び、誰もが必要なサービスを身近に享受することができる都市構造の実現を図ります。

○公共交通ネットワークの充実

拠点間や拠点と居住地域間において、過度に「自家用車等」に依存しない交通環境の実現を目指すため、公共交通の確保・維持に加え、異なる公共交通間の乗り継ぎの円滑化などによる利用環境の整備を進めるとともに、少ない交通需要にも対応したデマンド交通の導入や、地域の様々な団体との協働による移動手段の確保、新たな交通システムの導入等により、地域の実情に応じた取り組みを進めながら、歩行者・自転車も安全で快適に移動できる都市づくりを目指します。

○都市の集約に応じた土地利用の検討

市街地の中心部やそのほかの都市機能の集約化を図るべき地域では、立地適正化計画等を活用し、土地利用の高度化等、空き家・空き地の有効活用や再利用、居住環境の改善など、市街地の活性化と土地利用の効率化を図るとともに、集約化する地域の外側では、必要な都市機能を享受する公共サービスのあり方や、農地や自然環境の再生を勘案する一方、自然的土地利用等からの転換は抑制する都市づくりを進めます。



■ウォーカブル都市のイメージ

出典：まちなかウォーカブル推進プログラム資料
(国土交通省都市局)

○既存ストックの有効活用

すでに市街地を形成している地域においては、道路・公園などの公共施設だけでなく、官・民が保有する様々な既存ストックが存在します。これら既存ストックの総合的な有効活用を図り、より効果的・効率的な都市づくりを進めます。

(2) 基本方向 2. 地方創生

～地域の魅力が向上し人や仕事であふれる都市づくり～

○企業誘致等に伴う立地環境の整備

県内の労働力の減少に歯止めをかけ、さらなる雇用機会創出に向け、既存企業の事業拡大や新規成長産業分野の企業の進出を支援するため、企業ニーズに的確に対応できる立地環境の整備を促進する都市づくりを進めます。

○観光産業の振興の強化

「おんせん県おおいた」の地域磨きと観光産業の振興による活力ある大分県づくりを進めるため、観光地間のネットワーク強化や九州の東の玄関口としての拠点化、二次交通の整備による受入体制の整備促進や海外からの観光客にも対応した観光・交通情報の提供など、観光客をもてなす都市づくりを進めます。

○地域の特性を活かした魅力づくり

地域の個性や固有の魅力の向上を図り、活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適な都市づくりや民間活力の活用、担い手の育成等を促進する都市づくりを進めます。特に、本県ではコンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させるため、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出します。

○広域連携の推進

行政界や都市計画区域を超えて、県や市町がそれぞれの役割分担のもとで連携・協調して取り組むことにより、広域的な課題への対応を図るとともに、地域活力や地域間競争力の向上を目指した都市づくりを進めます。

(3) 基本方向 3. 安全安心

～安全で安心して暮らせる都市づくり～

○県土強靱化に向けた防災対策と土地利用

災害リスクの高い地域への立地の抑制など土地利用のあり方の検討や、増大する災害に対応した諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保など総合的な災害対策と都市防災機能の強化を図り、災害に強い都市づくりを進めます。

○防災情報の活用等による事前の備えの強化

安全で安心して暮らせる都市づくりに向けて、災害に関する様々な防災情報を横断的に整理し、ハード・ソフト双方の災害対策に反映させていくとともに、事前復興等の取組に

も活用していきます。

○すべてのひとが安全・安心に住める都市づくり

すべてのひとが安心して住むことができ、まちなかを安全・快適に移動・活動することができるよう都市基盤の整備やバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、都市における防犯性の向上に資するハード・ソフトの施策を講じ、安全・安心の都市づくりを進めます。

（４）基本方向４．環境

～歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、自然環境と共生する魅力ある都市づくり～

○歴史・文化の保全、美しい景観形成の継承

本県が誇る地域特有の歴史・文化資源等を保全するとともに、観光客を魅了する美しい景観形成や魅力ある新たな都市空間等の創出を図り、美しい県土を次世代に継承する都市づくりを進めます。

○自然環境の保全・共生

気候変動による影響を考慮しながら、自然環境の保全・再生や自然環境を活用したグリーンインフラの取組みなどを進め、自然環境と共生するとともに自然景観を活かした市街地を形成するなど、環境先進県を目指したまちづくりを推進します。

（５）基本方向５．地域主体

～私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり～

○地域主体

「私たちの地域は私たちがつくる」という地域の主体性を更に向上するため、県民、企業、NPO、行政等が今後も協働を推進しながら、民間主体のエリアマネジメント等を活用し、地域が自ら運営・調整・管理できる都市づくりを目指します。